

議案第15号

倉敷市立学校管理規則の改正について

倉敷市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市立学校管理規則の一部を改正する規則

倉敷市立学校管理規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「嘱託員、臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第17条の3の見出しを「（共同学校事務室）」に改め、同条第1項中「又は中学校、」を「、中学校及び」に改め、「共同実施組織」の次に「を指定し、当該共同実施組織に係る事務を共同処理するための組織として、拠点となる学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に規定する共同学校事務室」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「共同実施事務長は、」を「共同実施事務長は、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「共同実施事務長は、」を「共同実施事務長は、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務の総括及び調整を行うため、共同学校事務室に共同実施事務長を置く。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

来年度から会計年度任用職員制度が導入されること及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を考慮し、本市においても学校事務の効率的運営並びに学校事務職員の育成及び資質向上を図る等のため、規則を改正するものである。

倉敷市立学校管理規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第13条 学校には、法令に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる職員をおくことができる。</p> <p>教諭（指導専任）、主任、事務長、事務参事、事務副参事、事務主幹、事務主任、事務主事、主事、教師、養護教師、学校栄養参事、学校栄養主幹、学校栄養主任、学校栄養技師、養護技師、栄養技師、校務主事、給食調理技師、<u>会計年度任用職員</u>。</p> <p>2 前項に掲げる職員は、教諭（指導専任）、県費負担の事務職員及び学校栄養職員を除き、教育委員会が任免する。</p> <p>(<u>共同学校事務室</u>)</p> <p>第17条の3 教育委員会は、小学校、<u>中学校及び特別支援学校</u>における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、<u>共同実施組織を指定し、当該共同実施組織に係る事務を共同処理するための組織として、拠点となる学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に規定する共同学校事務室</u>を置く。</p> <p><u>2 事務の総括及び調整を行うため、共同学校事務室に共同実施事務長を置く。</u></p> <p><u>3 共同実施事務長は、</u>県費負担の事務職員の中から教育委員会が任免する。</p> <p><u>4 共同実施事務長は、</u>各共同実施組織の業務の総括及び調整を行う。</p> <p><u>5 共同実施組織の組織、運営及び業務等</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(職員)</p> <p>第13条 学校には、法令に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる職員をおくことができる。</p> <p>教諭（指導専任）、主任、事務長、事務参事、事務副参事、事務主幹、事務主任、事務主事、主事、教師、養護教師、学校栄養参事、学校栄養主幹、学校栄養主任、学校栄養技師、養護技師、栄養技師、校務主事、給食調理技師、<u>嘱託員、臨時職員</u>。</p> <p>2 前項に掲げる職員は、教諭（指導専任）、県費負担の事務職員及び学校栄養職員を除き、教育委員会が任免する。</p> <p>(<u>共同実施組織、小学校又は中学校、特別支援学校における共同実施事務長</u>)</p> <p>第17条の3 教育委員会は、小学校<u>又は中学校</u>、特別支援学校における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を置く。</p> <p><u>2 共同実施事務長は、</u>県費負担の事務職員の中から教育委員会が任免する。</p> <p><u>3 共同実施事務長は、</u>各共同実施組織の業務の総括及び調整を行う。</p> <p><u>4 共同実施組織の組織、運営及び業務等</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

44